

鹿児島工業高等専門学校学生の懲戒等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第44条に定める学生に対する懲戒及び学生心得に違反した学生に対する指導（以下、「懲戒等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(懲戒等の種類)

第2条 鹿児島工業高等専門学校学則第44条に定める懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を喪失させる。
- (2) 停学 有期又は無期の期間を設定し、その間の登校及び学生寮への立ち入りを禁止して自宅謹慎させる。ただし、必要があると認められる場合は登校を指示し、指導することができる。
- (3) 訓告 行為について反省を求め、注意を与えて将来を戒める。
- 2 前項第2号の停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しない。ただし、停学期間が3か月以内である場合は、修業年限に算入する。
- 3 第1項に規定するものの他、懲戒に至らないが不問に付することが適当でない行為に対しては、主事説諭又は嚴重注意を行う。

(懲戒等の対象となる行為)

第3条 懲戒等の対象となる行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試験時における不正行為
- (2) 喫煙及び飲酒並びに煙草及び酒類の所持（学生心得2に定める事項に違反した行為）
- (3) 自転車に関する車両使用違反（学生心得3に定める事項に違反した行為）
- (4) 原動機付自転車、自動二輪車及び自動車に関する車両使用違反（学生心得3に定める事項に違反した行為）
- (5) 交通事故及び交通法規違反のうち、軽微な交通事故（自損事故など）又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第二に定める違反点数6点未満の違反
- (6) 交通事故及び交通法規違反のうち、重大な交通事故（人身事故など）又は道路交通法施行令別表第二に定める違反点数6点以上の違反若しくは暴走行為
- (7) 公共交通機関における不正乗車
- (8) 暴力行為
- (9) 恐喝
- (10) 使用窃盗
- (11) 窃盗
- (12) 薬物等の不正使用又は法令により所持を禁止された薬物等の所持
- (13) 情報機器等の不正使用並びにSNS等の不適切な利用
- (14) その他本校の名誉・信用を失墜させる行為又は社会通念に反する行為

(懲戒等の基準)

第4条 前条に掲げた行為に対する懲戒等の基準は、別表のとおりとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響等を含め総合的に勘案する。

- 2 過去に懲戒等を受けた者が、繰り返し懲戒等の対象となる行為を行った場合は、違反行為の内容にかかわらず、より重い懲戒等を行うことができる。
- 3 情状によりその懲戒等を軽減することができる。

(自主的な申出に基づく懲戒等)

第5条 学生の自主的な申出により懲戒等の対象となる行為が判明した場合において、客観

的な証拠により当該行為の事実を確認でき、かつ、当該学生の懲戒等の対象となる行為が初回であるときは、当該学生に対する懲戒等を減軽することができる。

- 2 学生の自主的な申出に基づき懲戒等の対象となる行為が判明した場合において、十分な調査を行っても客観的な証拠が得られず、当該行為の事実を確認することができないときは、当該学生に対して主事説諭を行う。この場合の主事説諭は、説諭のみにとどめず、一定期間、反省を促すための適切な指導を行う。

(懲戒等の対象となる行為の調査)

第6条 学生主事は、第3条に掲げられた懲戒等の対象となる行為を知り得た場合は、校長へ報告するとともに原則として学生委員会委員を含む2名以上の者で調査を行う。ただし、学生寮内で発生した事案については、寮務主事が校長へ報告するとともに原則として寮務委員会委員を含む2名以上の者で調査を行う。

- 2 主事は、必要に応じて学生委員会又は寮務委員会委員以外の教員を調査に加えることができる。
- 3 調査に当たっては、懲戒等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、公正かつ十分な調査を行う。
- 4 調査及び事実確認を行うに当たって、懲戒等の対象行為を行った学生に対して弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を与えたにもかかわらず正当な理由なくこれに応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分相当と判断された学生の扱い)

第7条 校長は、懲戒処分に相当する事案であり当該学生が登校することにより著しい弊害が生じる可能性があると判断した場合は、懲戒の決定前に当該学生を自宅謹慎させることができる。この場合において、自宅謹慎中の期間は停学期間に算入することができる。

(懲戒等の手続)

第8条 学生に対する懲戒等は、原則として第4条の規定に従い、学生委員会又は寮務委員会の議を経て、賞罰協議会で協議の上、校長が決定する。ただし、学生に対して主事説諭又は嚴重注意を行う場合は、賞罰協議会での協議を省略することができる。

- 2 校長は、懲戒等を決定した場合には、理由を添えて当該学生に通知しなければならない。懲戒の通知は、学生の保護者等、主事、当該学生の所属する類長又は学科長及び担任（専攻科生である場合は当該学生の所属する専攻長）同席の上、校長が行う。主事説諭は、学生の保護者等同席の上、主事が行い、嚴重注意は主事補が行う。
- 3 懲戒は、前項による通知の日からその効力を生じる。
- 4 停学期間は、第2項による通知の日の翌日から起算するものとし、その計算は、暦日による。

(停学期間中の指導)

第9条 停学とされた学生は、自宅謹慎をするか、又は、教育的配慮から当該学生の更正を促すための指導プログラムを受けなければならない。

- 2 前項の指導プログラムは、主事、当該学生の所属する類長又は学科長及び担任（専攻科生である場合は当該学生の所属する専攻長）等が作成し、実施する。

(無期停学の解除)

第10条 主事、当該学生の所属する類長又は学科長及び担任等は、無期停学中の学生について、その反省の程度及び学業への意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めた場合は、学生委員会又は寮務委員会に対し無期停学の解除を上申することができる。

- 2 前項の規定による上申があった場合は、学生委員会又は寮務委員会の議を経て、賞罰協議会で協議の上、校長が決定する。
- 3 無期停学解除の通知は、学生の保護者等、主事、当該学生の所属する類長又は学科長及び

担任（専攻科生である場合は当該学生の所属する専攻長）同席の上、校長が行う。

（異議申立て）

第11条 懲戒等を受けた学生は、その内容等につき異議申立てを行うことができる。この場合において、この異議申立ては、原則として、当該懲戒等の通知又は指導の日から1週間以内に行わなければならない。

2 校長は、前項の異議申立てを受け、審査の必要があると認めたときは、賞罰協議会に審査を諮問する。

3 校長は、前項の諮問に対する答申を受け、審査の結果を決定し、理由を添えて当該学生に通知しなければならない。

（逮捕・拘留時の取扱い）

第12条 学生が逮捕・拘留され、学生に接見することができない場合において、客観的な証拠により当該行為の事実が確認でき、かつ、懲戒処分の手続きを開始することが妥当であると判断した場合は、捜査の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。

（懲戒と学籍異動）

第13条 懲戒の対象となり得る行為により、調査対象となった当該学生から懲戒処分の決定前に休学の願い出があった場合には、原則これを受理しないものとする。

2 停学処分となった学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合には、これを受理しないものとする。

3 休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 指導及び懲戒処分基準は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年７月６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

別 表（懲戒等の基準）

懲戒等の対象となる行為（第3条第1項）	指 導		懲 戒						備 考
	厳重注意	主事説諭	訓 告	停学1週間	停学2週間	停学1ヶ月	（3か月以上） 無期停学	退 学	
第1号		○							○の数は違反回数
第2号		①		②		③以上			
第3号	①	②以上							
第4号	①	②		③以上					
第5号	①	②		③以上					
第6号			○	○	○	○	○	○	懲戒については、学生委員会又は寮務委員会の議を経て、賞罰協議会で協議
第7号				○	○	○	○	○	
第8号				○	○	○	○	○	
第9号				○	○	○	○	○	
第10号※			○	○	○	○	○	○	
第11号					○	○	○	○	
第12号							○	○	
第13号		○		○	○	○	○	○	
第14号	その都度、第8条の規定に基づき審議する。								

※使用窃盗とは、他人の物を一時的に使用する目的で使用したのち 24 時間以内に返還する行為